平成２４年（フ）第１３１１号
名古屋市天白区植田南１丁目303　柊三番館Ｂ－405、住民票上の住所名古屋市昭和区広路町字石坂80番地の１　石坂ハイツ302号
債務者　一木　公央
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　檀浦　康仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６２号
茨城県笠間市長兎路963番地３
債務者　千葉　国雄
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２６５号
茨城県水戸市双葉台２丁目31番地の14
債務者　千葉　秀哉
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３９６号
名古屋市西区玉池町251番地
債務者　安藤はる美
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　棚橋　玲子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４号
宮崎県児湯郡川南町大字平田5044番地６
債務者　今井　民子
１　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５６号
埼玉県三郷市彦成４－１－18号棟501号室、住民票上の住所東京都世田谷区駒沢２丁目59番８号
債務者　葭原　正博
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤田　博志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３８３号
埼玉県三郷市早稲田７丁目４番地２号棟502号
債務者　新電工こと　浅野　雄彦
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横家　　豪
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６７１号
埼玉県川口市柳崎５丁目11番６号　サニーコート柳崎102号
債務者　小埜　光章
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨澤　幸弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午後４時
５　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
静岡県牧之原市女神46番地２
債務者　有村　　純
１　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　真樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８号
長野市大字栗田579番地１
債務者　竹村　　将
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　一由　貴史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
長野市川中島町上氷鉋464番地２
債務者　塚田　智生
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樋川　和広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
長野市川中島町上氷鉋464番地２
債務者　塚田　郁子
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樋川　和広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９２号
長崎県大村市武部町403番地１
債務者　山下美千子
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松尾　弘志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第９３号
長崎県大村市武部町403番地１
債務者　山下　武徳
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松尾　弘志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１３３号
三重県四日市市市場町967番地
債務者　山口きみゑ
１　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３９号
秋田県湯沢市表町２丁目６番10号
債務者　佐藤　彰洋
１　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第４０号
秋田県湯沢市表町２丁目６番10号
債務者　佐藤　友子
１　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第８３１号
埼玉県加須市鳩山町８番地10　メゾンプルミエール205号室
債務者　宮澤千鶴子
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係